

# 「北九州市の地域福祉 2011～2020」(素案) に対する意見の募集について

少子高齢化等に伴い、地域や家庭の連帯感や支え合いの力が弱くなっています。また、福祉に対するニーズは多様化しており、従来の福祉サービスだけでは対応が困難な課題が増えつつあります。このような状況にあって、地域と行政が一体となって、「誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり」を推進するための計画として、「北九州市の地域福祉(2011～2020)」(素案)を作成しました。この計画をより良いものとするため、市民の皆さんのご意見を募集します。

いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

## 意見募集要領

### 1 意見募集期間

平成22年11月25日(木)から12月24日(金)まで

### 2 「北九州の地域福祉」(素案)の閲覧・配布場所

保健福祉局総務課(市役所本庁舎9階) 総務市民局広聴課(市役所本庁舎1階)

各区役所まちづくり推進課 各出張所 各市民センター

市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.jp/>

### 3 意見の提出方法

住所・氏名・年齢・意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

電子メール

電子メールアドレス：[ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp)

郵送

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局総務課 地域福祉計画担当あて

ファクシミリ

FAX番号：093-582-2095 保健福祉局総務課 地域福祉計画担当あて

指定場所への持参

・保健福祉局総務課 ・総務市民局広聴課 ・各区役所まちづくり推進課

市ホームページ

### 4 意見提出様式 様式は自由です。 巻末の様式を参考にしてください。

### 5 問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局総務課(計画係)

TEL：093-582-2497 FAX：093-582-2095

E mail：[ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:ho-soumu@city.kitakyushu.lg.jp)

# 「北九州市の地域福祉 2011～2020」(素案)の概要

## 第1章 「北九州市の地域福祉」の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

#### (1) 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で、健やかに安らぎを持って暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合うまちを実現していくこと

#### (2) これまでの取組み

- ・北九州市高齢化社会対策総合計画  
(平成5年～)
- ・健康福祉北九州総合計画  
(平成18年～)
- ・健康福祉北九州総合計画〔改訂版〕  
(平成21年～)

↓  
地域住民や地域活動団体、保健・医療・福祉関係者、行政の連携による地域福祉の推進

#### (3) 地域が抱える課題

- ・家庭や地域の支え合いの力の弱体化
- ・従来のサービスだけでは  
解決が難しい課題の増加
- ・行政サービスのみでは十分な対応が困難

↓  
地域と行政が一体となって、地域における支え合い、助け合いの関係を改めて構築する必要がある

#### (4) 「北九州市の地域福祉」の策定

行政はもとより地域住民、地域活動団体、事業者、NPO・ボランティアなど地域で暮らし、活動するすべての人の力を結集し、地域福祉を推進するための共通の指針として「北九州市の地域福祉」を策定するもの。

### 2 計画期間

地域福祉を推進するためには、中長期的な視点から継続した取組みを進める必要があります。このため、本計画の期間は平成23年度を初年度とし、平成32年度までの10か年とします。

計画期間中であっても、地域をとりまく状況などに大きな変化があれば、見直しを行います。

### 3 計画の法的根拠と位置づけ

社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画

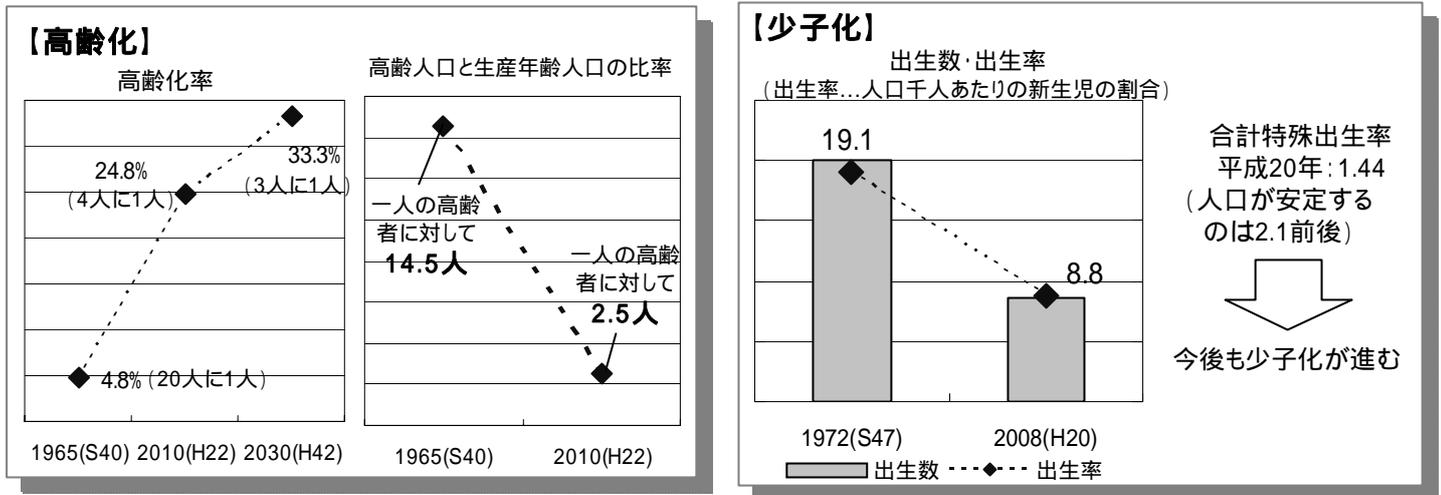
市政運営の基本方針である「元気発進！北九州」プランの分野別計画

地域福祉の実現のため、行政はもとより、地域住民、地域活動団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会等が地域において取り組むべき基本的事項を定めるもの

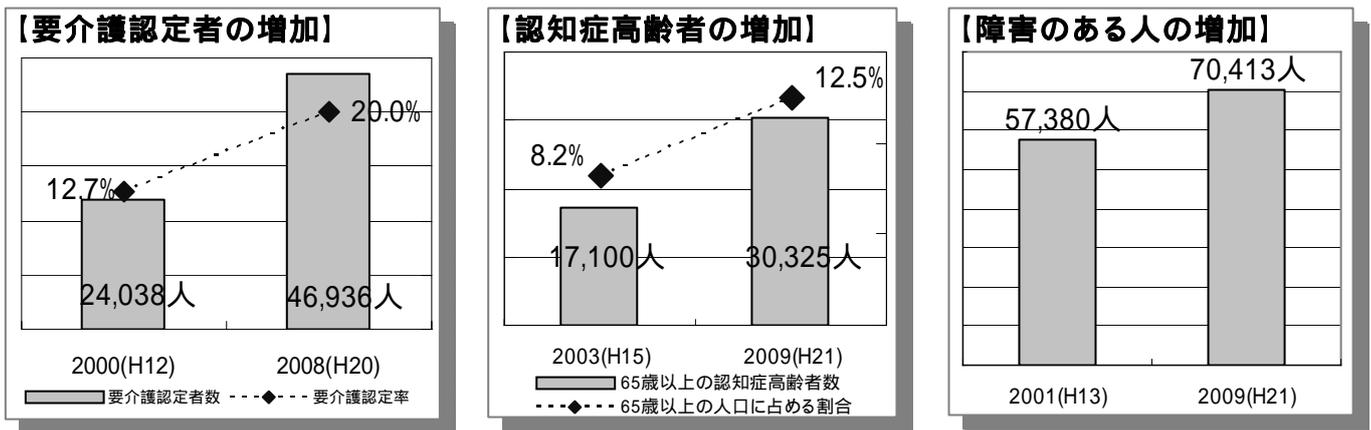
高齢者支援や障害者支援など、対象分野ごとの個別の施策や事業はそれぞれの分野別計画において定め、本計画においては、地域におけるネットワークの構築など基盤づくりを担うもの  
社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進するもの

## 第2章 地域を取り巻く現状

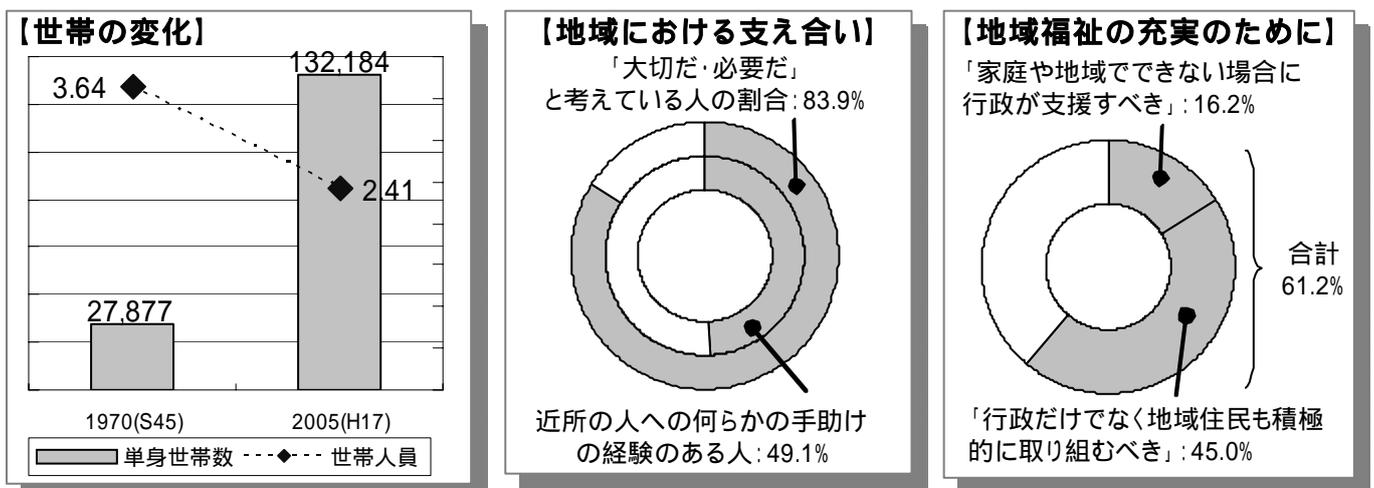
### 1 高齢化・少子化



### 2 要介護認定者等の増加



### 3 家族形態や地域のつながりの変化



地域における支え合いや助け合いのニーズはさらに高まる  
 地域福祉を自分自身の問題として理解し行動することが大切  
 年齢や障害の有無にかかわらず、持てる能力や意欲を活かして地域で活動することが求められる

### 第3章 これまでの取組みと今後の課題

#### 1 これまでの地域福祉のネットワークづくりの取組み

本市では、平成5年4月に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を定め、高齢社会対策の一環として「三層構造による地域福祉のネットワークづくり」に取り組んできました。

市全体を「地域レベル」「区レベル」「市レベル」の三層に分け、レベルごとに以下に挙げる活動の拠点を整備する

「まちづくり協議会」や「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」などの人的組織を立ち上げる

こうした取組みを進め、市全体の地域福祉のネットワークづくりを進めてきました。

平成20年度までには市内全域で「市民センター」の整備と「校区まちづくり協議会」の設置がなされ、基本的にすべての小学校区において市民活動の拠点と活動主体が置かれるという目標が達成されました。

地域レベル (小学校区)	・市民福祉センター（地域住民の活動拠点） 平成17年1月から「市民センター」に改称
区レベル	・保健福祉センター（保健所と福祉事務所の統合） 平成14年度にまちづくり推進部となり、平成16年度に区役所に統合
市レベル	・保健福祉局（保健局と民生局の統合） ・総合保健福祉センター（保健福祉センターの専門的・技術的支援拠点） ・ウェルとばた（主に民間の地域福祉活動の拠点）

一方、制度の開始から20年近く経過する中で、当初は想定していなかった様々な状況の変化が生じています。

- ・「市民福祉センター」は「市民センター」となり、「保健福祉センター」も区役所に再編された
- ・平成18年度の改正介護保険法の施行に伴い「地域包括支援センター」の制度が創設され、市内24箇所に配置された
- ・多様化する地域の様々な課題を解決するには、三層構造における基礎的単位である小学校区よりさらに小さな生活圏域で考える必要がある

このように、これまでの「三層構造による地域福祉のネットワーク」という枠組みだけで地域福祉のネットワークをすべて体系付けることは難しくなっています。

#### 【今後の方向性】

これまでの「三層構造の地域福祉のネットワーク」の取組みによって、

基本的にすべての小学校区において、拠点となる施設と人的組織が整備され、地域における住民の自主的な活動が行える状況が整ったこと

全市的な拠点施設である「総合保健福祉センター」や「ウェルとばた」が整備され、市民に定着していること

など、地域福祉を推進するための基盤は整備されています。

今後はこれらを活用し、地域の特性や実際の活動内容に応じて、地域の様々な課題に対してより柔軟に対応していくことができるよう、各種の施策を推進していきます。

## 2 「健康福祉北九州総合計画」の主な実績及び課題

( 現行の地域福祉計画 )

### ( 1 ) 市民自らの主体性を高める取組み

地域福祉に関する意識の向上を図るとともに、身近な地域での積極的な活動を行うための支援等に取り組みました。

#### 【主な取組みとその成果】

認知症や障害のある人に対する理解の促進

認知症サポーターを 19,581 人養成( 人口に占める割合は政令市 1 位 平成 22 年 3 月現在 )

福祉教育の推進

福祉やボランティア活動に関する副読本の配布・活用( 配布校の 8 割以上が授業で活用 )

身近な保健福祉活動の支援

「地域で GO!GO!健康づくり事業」の実施校区の拡大( H19 : 50 校区 H21 : 75 校区 )

#### 【今後の課題】

市民の意識のさらなる向上と行動へのステップアップ

地域福祉に関する意識のさらなる向上と、支え合いに対する思いを行動に結び付けていくための啓発活動等が求められます。

多様性の理解

年齢や障害の有無にかかわらず、同じ地域で暮らす人の多様性をより一層理解し、お互いが時には支え、時には支えられる存在であることを自覚する必要があります。

### ( 2 ) 住民の地域福祉活動の基盤整備

地域における保健福祉活動を積極的に担うリーダーの育成や、地域住民・地域活動団体・行政等の相互連携・協働による地域福祉のネットワークの充実・強化を推進してきました。

#### 【主な取組みとその成果】

地域福祉ネットワークの充実・強化

「いのちをつなぐネットワーク担当係長」16 名配置

( 担当係長が 2,800 回の地域の会合に出席 約 1,500 件の個別相談を受付 )

地域福祉活動の充実

まちづくり協議会や保健・医療・福祉・地域連携推進協議会等の活動の支援

地域福祉活動の担い手の養成支援

年長者研修大学の「地域リーダー養成コース」などの専門コースを新設

585 人の健康づくり推進員、47 人の市民後見人を養成

災害時の避難の支援

災害時の避難に支援が必要な人の個別の避難支援プランの作成に着手

### 【今後の課題】

#### 継続的な地域福祉活動に対するフォローアップ

人材育成や団体の設立支援に加え、継続的な活動に向けたフォローアップが求められます。地域福祉のネットワークの充実・強化

「いのちをつなぐネットワーク事業」をさらに地域に根づいたものとするために、地域から寄せられた情報や相談を必要なサービスに速やかにつなげられるよう、ネットワークの充実や組織としての対応を強化する必要があります。

#### 友人・知人など地域の範囲を超えた支え合いの活用

今後の地域福祉のネットワークの充実・強化に向けて、距離を超えた友人・知人というインフォーマルな関係をネットワークの一部として考えていく必要があります。

### (3) 行政サービスの適切な運営・提供

必要に応じて質の高い保健・福祉サービスが選択できるよう、利用者の視点に立った相談体制の充実や、サービスの質の向上など、安心してサービスが受けられる仕組みづくりに取り組みました。

### 【主な取組みとその成果】

#### 相談窓口の充実

地域包括支援センターを市内 24 カ所に設置（年間 20 万件を超える相談）

「ひきこもり地域支援センター」「認知症コールセンター」など相談窓口の開設

#### サービスの質の向上に向けた取組

保健福祉オンブズパーソン事業の開始

#### 適切なセーフティネットの構築

生活保護行政の改善

（「生活保護行政フォローアップ委員会」において「概ね改善がなされている」との報告）

「ホームレス自立支援センター」を開設

（600 人以上の入所、6 割以上が就労による自立）

#### 医療・救急体制の充実

医師会等の協力のもと救急医療体制を整備

小児救急センターの設置、小児医療ネットワークを構築

### 【今後の課題】

#### 市民のニーズを踏まえた適切な行政サービスの提供

様々な福祉ニーズに応じたサービスを適切に提供することは行政の基本的役割であり、必要なサービスが迅速に提供されるよう、体制をさらに整備していく必要があります。

#### サービスを提供するための情報提供・相談体制の充実

適切なサービスを自ら求めることができるように、必要な情報が入手しやすい仕組みづくりとともに、身近で気軽に相談できる体制の充実が必要です。

#### 多様な主体との協働

NPO・ボランティア団体など多様な主体と行政との協働によって、市民が受けられるサービスの多様化を図っていくことが求められます。

## 第4章 「北九州市の地域福祉」の基本的な考え方

### 1 地域福祉の推進にあたっての考え方

地域における諸課題を解決するためには、行政はもちろんのこと、社会福祉協議会や地域活動団体、社会福祉事業者、地域住民、家庭、そして市民一人ひとりがそれぞれの立場から、主体的に役割を果たし、積極的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、「自助」「共助」「公助」の考え方を市民一人ひとりと共有することが大切です。

自助	日常生活の様々な課題について、自らの判断と行動により主体的に解決を図ることを「自助」といいます。家庭内の助け合いも自助の一つです。 自分ひとりでは解決が難しい問題があれば、周囲に相談したり、行政や専門機関へ支援を求める声を上げたりすることも「自助」の一つといえます。
共助	近隣の住民や地域で活動する団体など、地域における支え合い、助け合いによって問題の解決を図ることを「共助」といいます。近隣の住民同士の簡単な声かけや支え合いが、問題の早期発見・早期対応につながります。誰もが地域の一員であることを自覚し、行動に移すことが大切です。
公助	行政が提供するサービスや行政がなすべき支援のことを「公助」といいます。「公助」としてなすべきことは、行政が責任を持って行います しかし、すべての福祉ニーズに「公助」で対応することは困難であり、必ずしも適切ではありません。「自助」や「共助」で解決できることはできるだけ解決するという意識も大切です。

地域のさまざまな課題を解決していく上では、課題の性質や状況に応じて、「自助」「共助」「公助」のそれぞれが役割を果たすとともに、お互いが補完しあうなど連携と協働を強めていくことが大切です。

したがって、「北九州市の地域福祉」では、行政の役割だけでなく、地域で活動する様々な主体ごとに期待される取組みについても記述しています。

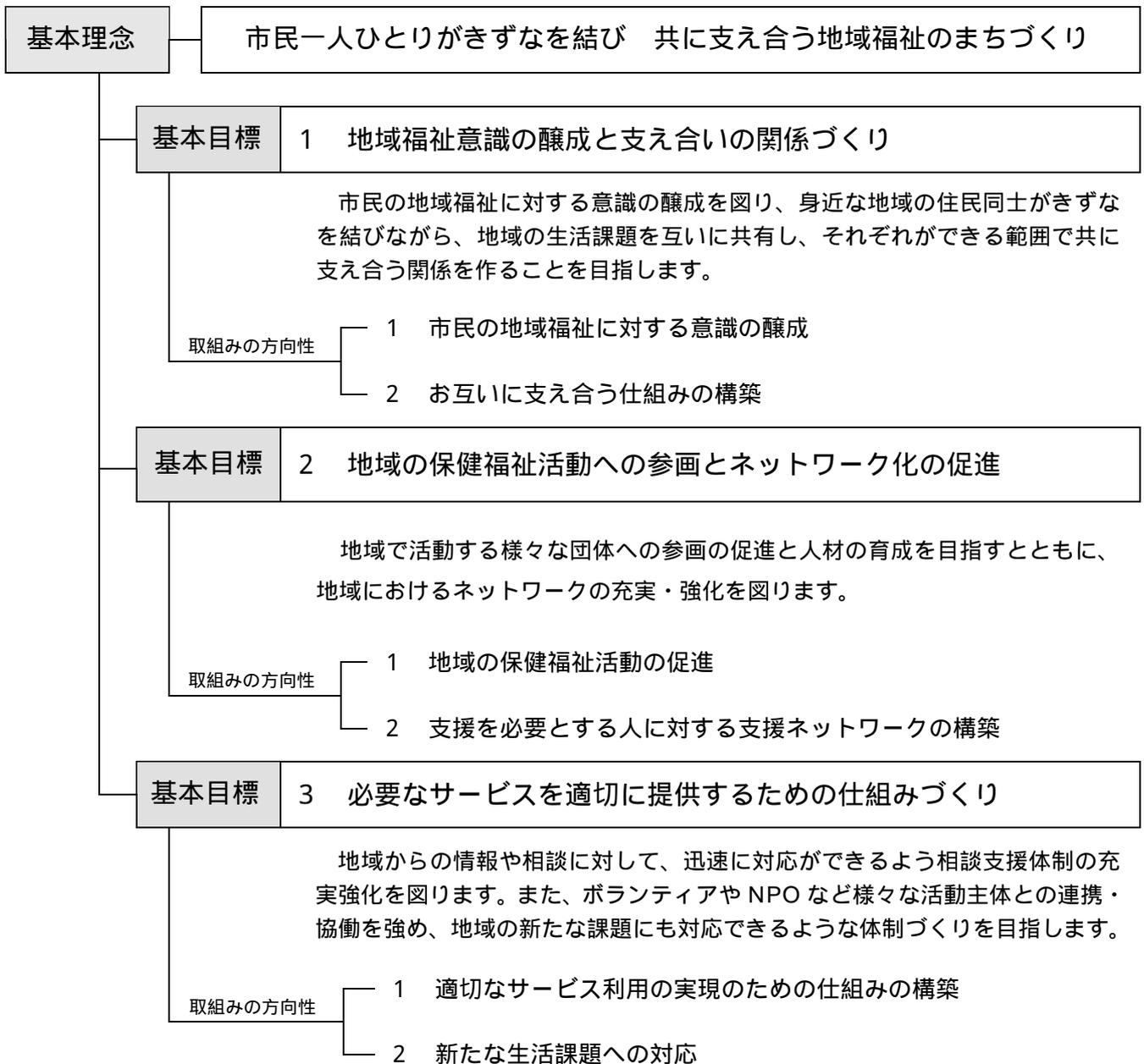
### 2 計画の基本理念

市民一人ひとりがきずなを結び  
共に支え合う地域福祉のまちづくり

住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことは多くの市民の願いです。そのためには、地域で暮らす様々な人々の差異や多様性を認め合い、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、ともに生きる社会をつくっていかねばなりません。

この計画では、地域住民一人ひとりがきずなを結び、地域の生活課題に主体的に関わり、共に語り、共に考え、共に行動することで、共に支え合う地域福祉のまちの実現を目指します。

### 3 「北九州市の地域福祉」の体系



## 第5章 基本目標ごとの主な取組み

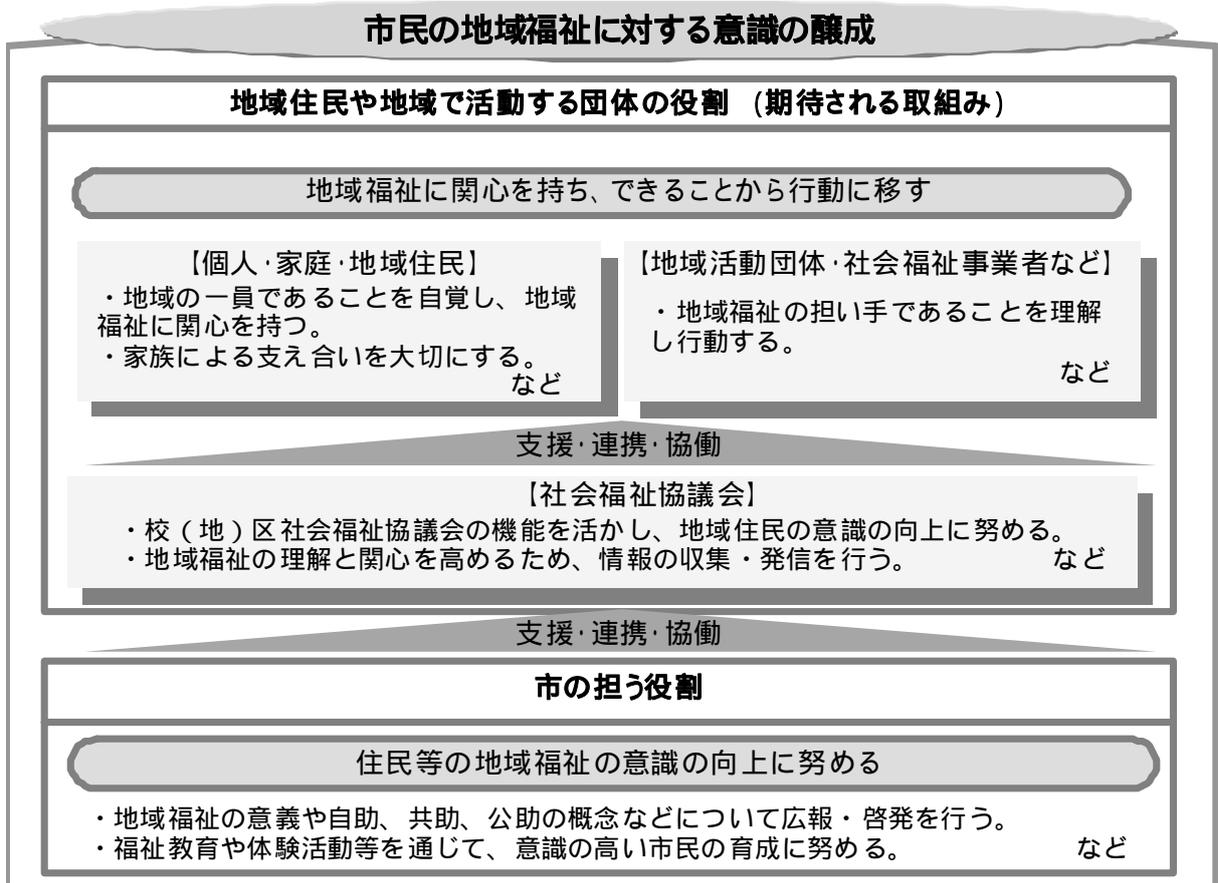
「北九州市の地域福祉」では、地域で暮らす個人や家族・親族、身近な隣近所同士のつながりを想定した「個人・家庭・地域住民」、地域で団体として活動している「地域活動団体・社会福祉事業者など」、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を目的としている「社会福祉協議会」、行政である「市」の4つの主体ごとに担う役割や期待される取組みをそれぞれ記載しています。

地域を構成する主体ごとに求められる取組みを整理し、役割の明確化を図ることによって、基本目標の達成を目指していきます。

## 基本目標 1 地域福祉意識の醸成と支え合いの関係づくり

### (1)【市民の地域福祉に対する意識の醸成】

「地域福祉」を実現するためには、市民一人ひとりが地域を構成する一員であることを自覚する必要があります。各種啓発活動等を通じ、市民に対して地域福祉の意識の醸成を促します。



### 【市（行政）の主な取組み】

「北九州市の地域福祉」の普及・啓発

地域福祉の重要性を理解し、地域の一員として自ら地域福祉の取組みを実践・継続していただけるよう、様々な機会を利用して「北九州市の地域福祉」の広報、啓発を図ります。

福祉・ボランティア教育の推進

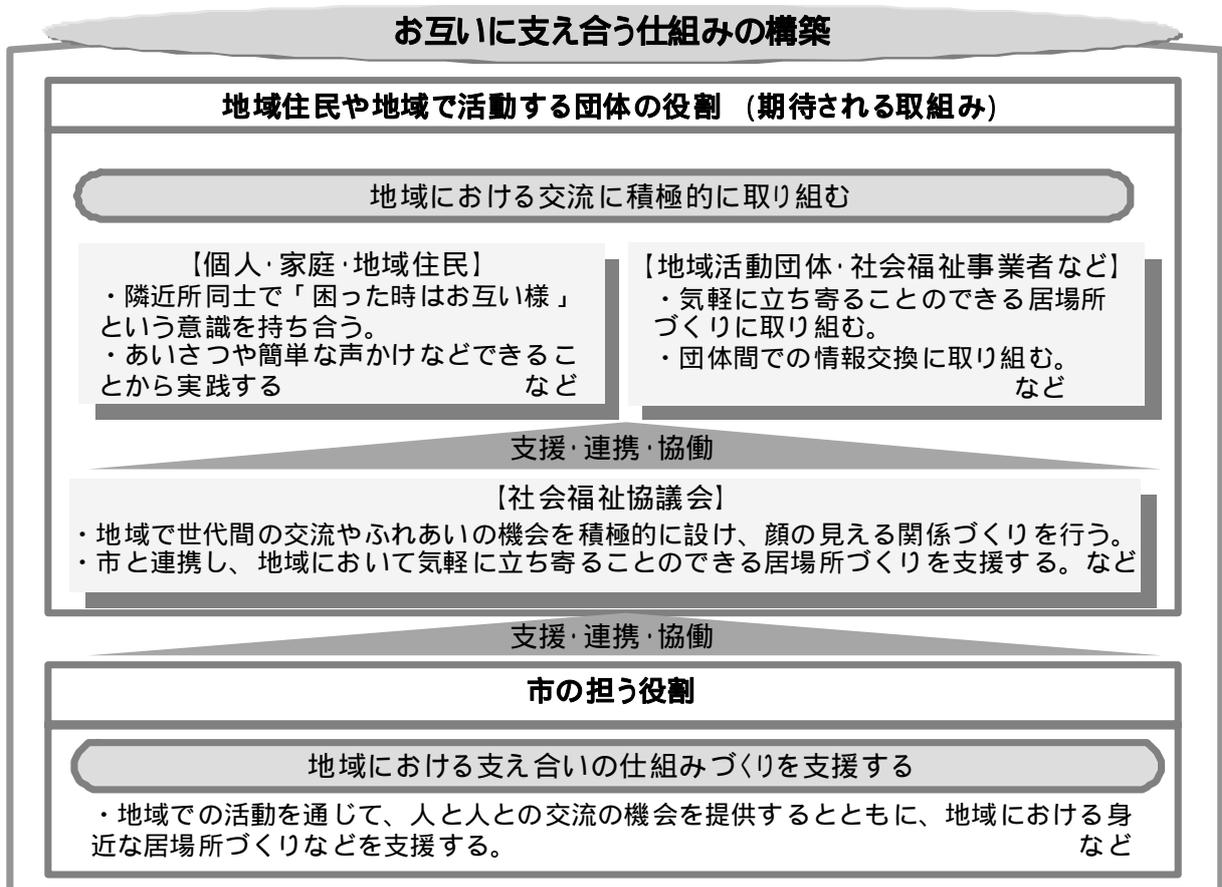
小・中学生が地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、福祉・ボランティア教育用副読本を作成、配布するなど、学校教育を通じた体験型の福祉・ボランティア教育を推進します。

家庭・地域・学校の連携の推進

それぞれの地域の特色を活かし、家庭・地域・学校等が連携して、子どもに様々な体験活動の機会を提供し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる意識を高め、地域全体で子どもの健全育成に取り組む機運を醸成します。

## (2)【お互いに支え合う仕組みの構築】

地域における市民の交流・ふれあいを促進するための各種事業等の推進や情報発信に努めるなど、日常的な顔の見える関係づくりを推進します。



### 【市（行政）の主な取組み】

地域の交流の場づくりの促進

地域の見守りの拠点ともなる地域の居場所づくり（サロン活動）についての研究や、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談ができる「親子ふれあいルーム」を既存の公共施設を活用しながら整備、運営するなど、地域における年代を超えた交流の場づくりを促進します。

高齢者や障害のある人の社会参加の支援

加齢や障害等による生活上の課題を抱える人であっても、能力や意欲を活かして地域でいきいきと生活し、社会参加することができるよう、就労や地域における住まいの確保、コミュニケーションに対する支援、障害や加齢に対する正しい理解の普及等を進めます。

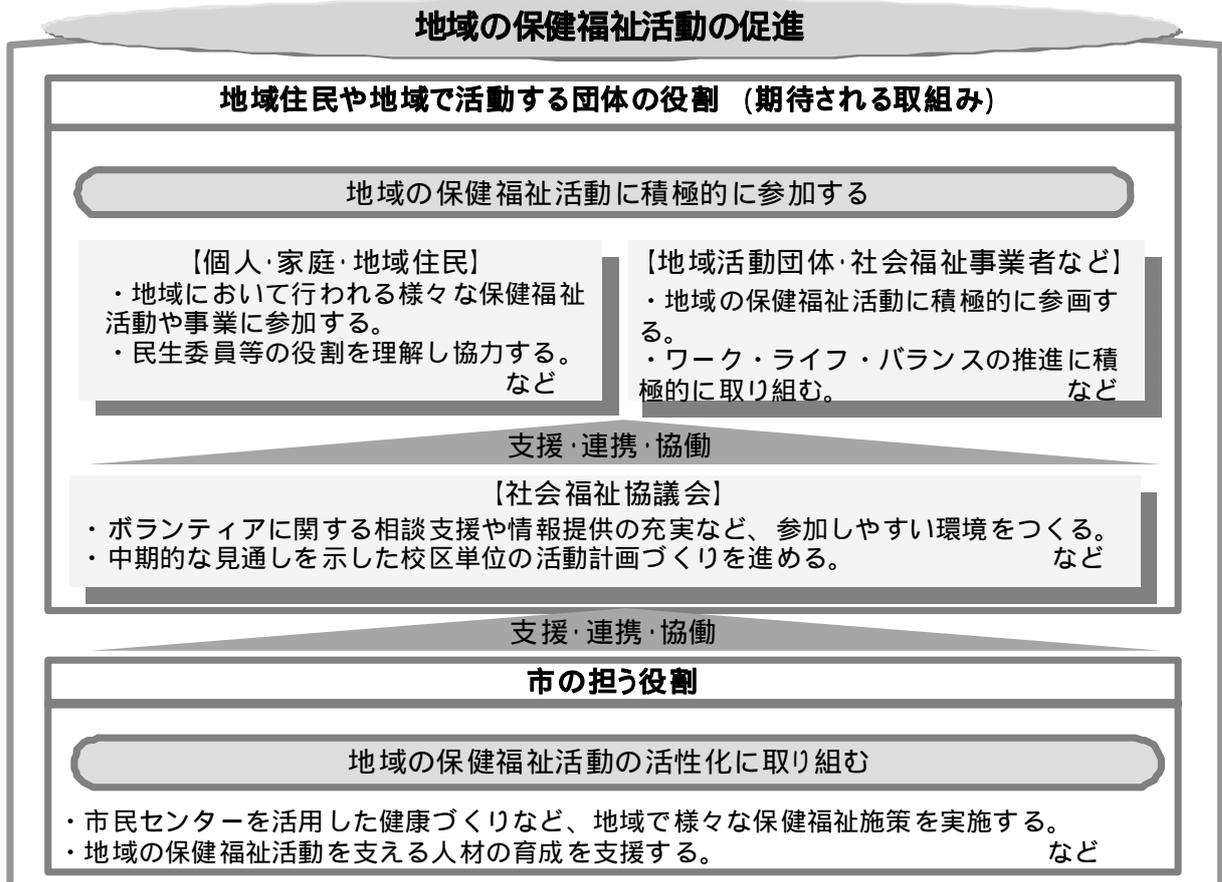
認知症対策の一体的な推進

認知症を正しく理解して、地域で認知症の方を温かく見守り、支える「認知症サポーター」のさらなる養成や、認知症について電話で相談できる「認知症コールセンター」の活用など、予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取組みなど総合的な認知症対策の充実・強化を図ります。

## 基本目標 2 地域の保健福祉活動への参画とネットワーク化の促進

### (1)【地域の保健福祉活動への参画の促進】

地域情報の交換や地域における見守り、健康づくり活動などの保健福祉活動の強化を図るとともに、地域福祉の担い手の養成に取り組みます。



#### 【市（行政）の主な取組み】

活動に携わる人材の育成支援

社会福祉ボランティア大学校や年長者研修大学校といった各種施設や、区役所等で開催する各種講座・研修等を通じて、地域における保健福祉活動に携わり、活動をリードしていく人材の育成を支援します。

地域で活動しやすい環境づくり

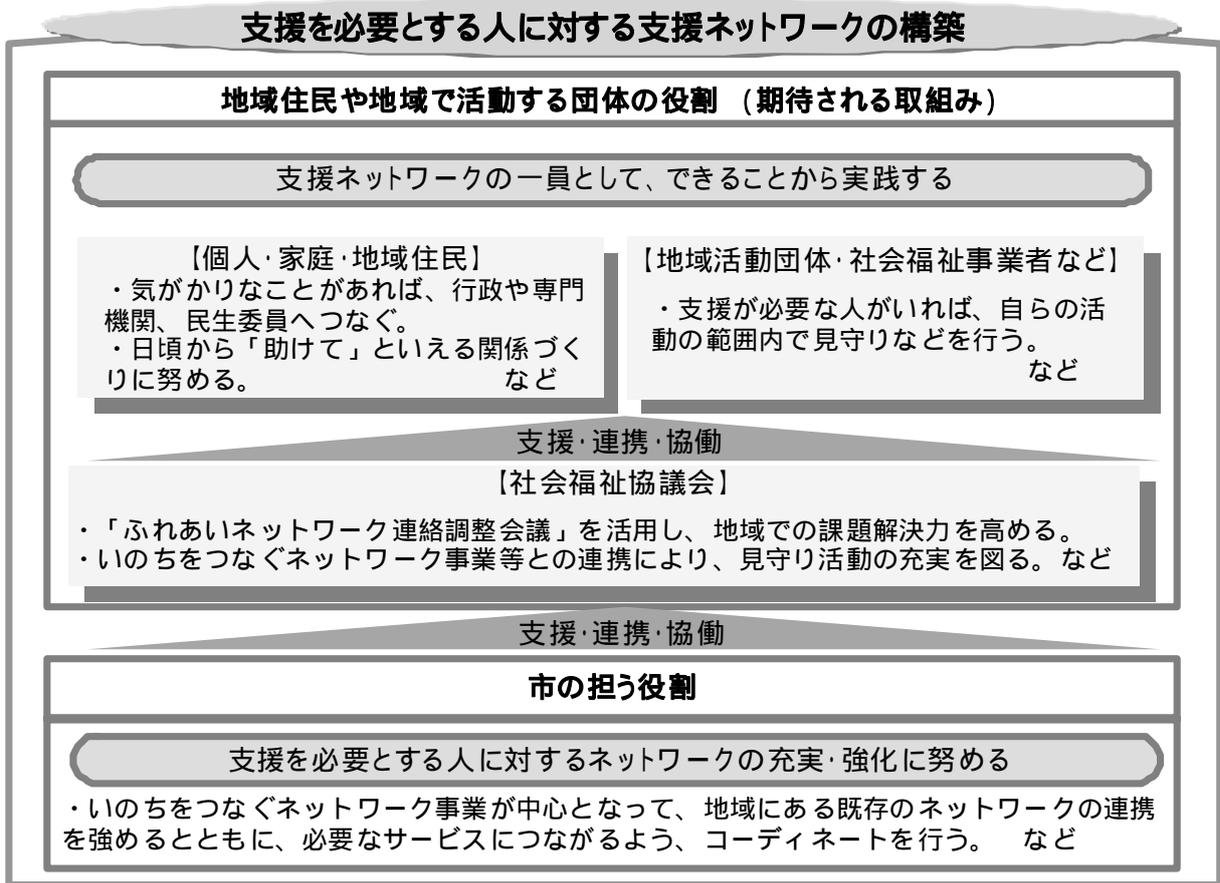
民生委員・児童委員や福祉協力員、NPO・ボランティア団体等の地域福祉のネットワークを構成する地域住民や地域活動団体等が、地域で積極的に活動しやすい環境づくりを進めるため、出前講演やアドバイザーの派遣などの支援を実施します。

地域における健康づくり活動の推進

市民センター等の地域を拠点に、がん検診や特定健診などを実施し生活習慣病の予防やその重症化の予防に努めます。また、住民が主体となり様々な団体が連携して取り組む健康づくり事業を推進するとともに、地域で健康づくり活動を積極的に推進する人材の育成を行うなど、地域住民が主体となった健康づくりを推進します。

## (2)【支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築】

いのちをつなぐネットワーク事業等を通じて、地域福祉のネットワークの充実・強化に向けた全市的な取組みをさらに推進していきます。また、災害時要援護者の個別避難支援プランの作成を進めていきます。



### 【市（行政）の主な取組み】

いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化

何らかの支援が必要な状態にあるにもかかわらず、周囲から孤立し、様々な制度やサービスが受けられない状態に陥り大事に至ることがないように、地域住民や地域活動団体、社会福祉事業者と行政が一体となって、見守り・支援体制（地域福祉のネットワーク）の更なる充実・強化に取り組みます。

保健・医療・福祉・地域連携推進協議会活動の推進

保健・医療・福祉関係者、地域住民や地域活動団体、民間事業者、学校、行政等で構成される各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の活動を支援し、各区の特性を活かしながら、子どもから高齢者までの誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害時要援護者避難支援事業の推進

災害時に迅速・安全に避難することが困難な高齢者等に対する個別の避難支援プランを、関係団体や関係機関等と連携して作成します。また、「福祉避難所」の設置を進めるとともに、災害時に必要とされるこころのケアについても、相談体制の整備やシステムの構築を目指します。

## いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化について

「いのちをつなぐネットワーク事業」は、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結び付け、セーフティネットの網の目を細かくすることによって、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービス等につなげていくための取組みです。

各区に16名配置した「いのちをつなぐネットワーク担当係長」がコーディネーターとなり、

- ・「支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）」
- ・「必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組み（地域福祉ネットワークの充実・強化）」

に取り組んできました。

### 成果と課題

地域において「いのちをつなぐネットワーク事業」の周知が進み、民生委員を中心とした地域住民と区役所や地域包括支援センターとの連携が強化されたことで、地域の問題の早期発見・早期対応の仕組みづくりや支援が必要な人への安否確認、見守り体制の強化、必要な制度・サービスへの適切なつなぎなど、具体的な成果が上がってきています。

その一方で、

支援が必要な人に対する個別の支援は進んできたが、地域福祉のネットワークの充実・強化についてはさらなる取組みが必要であること

住民同士のつながりの希薄化等に伴い、実態の把握が難しい

個人情報やプライバシーへの過剰反応により、見守り等が必要な人の情報が共有しづらい

サービスや見守りを拒否する人が増えており、支援が行き届かない場合がある

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴う新たなニーズへの対応が困難

といった課題が見えてきています。

### 今後の展開

今後は、地域のネットワークの網の目をより細かくするとともに、地域住民からの相談に対して迅速に対応できるよう、行政内部の行動や連携を強化していくため、以下の取組みを推進します。

#### (1) 行政と見守り関係者の連携と協働のさらなる推進

- ・民生委員とのさらなる連携の強化
- ・校（地）区社会福祉協議会の「ふれあいネットワーク連絡調整会議」の活用
- ・地域の見守りに関する情報共有のあり方についての検討
- ・警察や消防との連携強化 など

#### (2) 行政内部の連携の徹底と相談支援体制の強化

- ・「いのちをつなぐネットワーク庁内連絡会議」の開催
- ・区役所等の相談支援体制の強化
- ・地域包括支援センターの充実 など

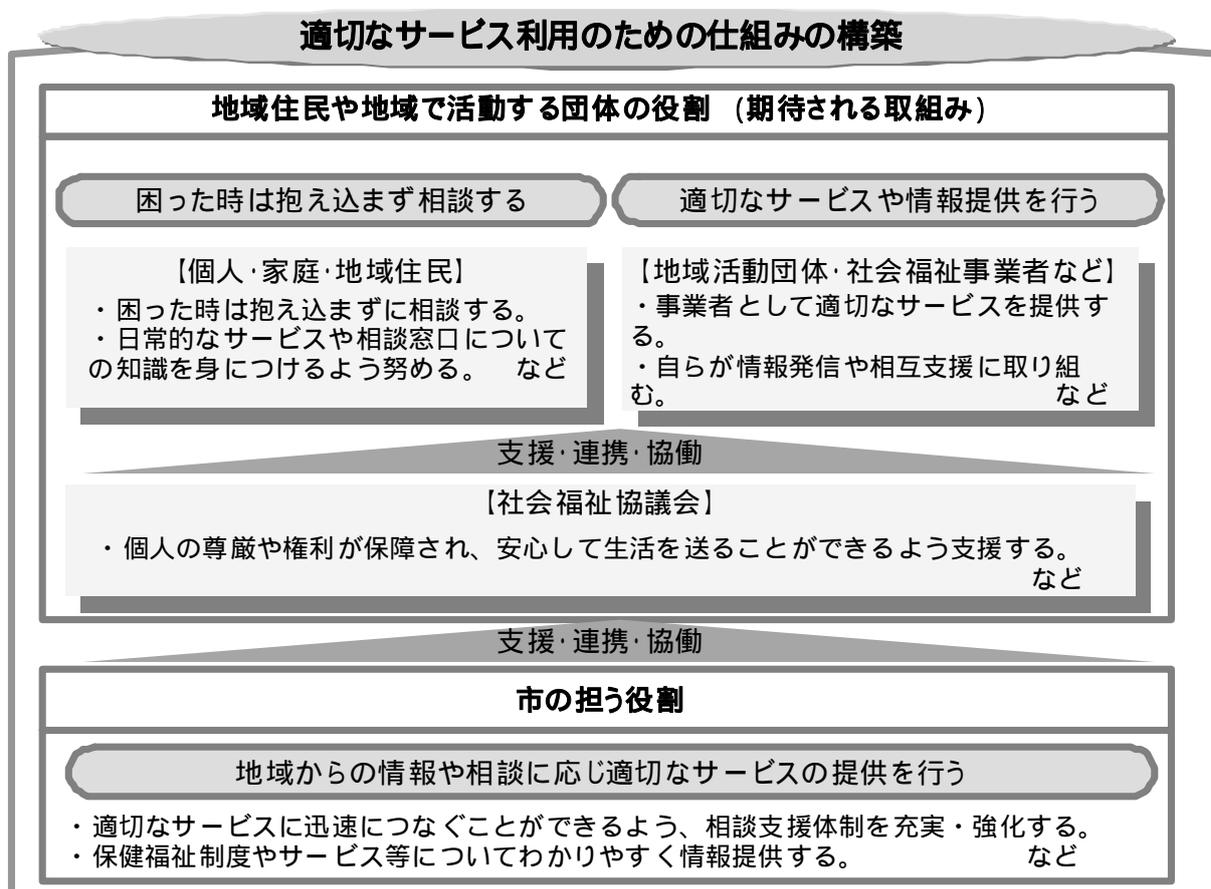
#### (3) 地域住民の理解と参加の推進

- ・マンション管理組合等、集合住宅への働きかけ
- ・市職員の地域への関わり など

## 基本目標3 必要なサービスを適切に提供するための仕組みづくり

### (1)【適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築】

福祉サービスの利用や相談などの身近な窓口として気軽に相談できるように、相談・支援体制を充実・強化します。また、サービスの質の確保に向けた取組みを推進します。



#### 【市（行政）の主な取組み】

相談・支援窓口体制の機能強化

個人や家庭、地域が抱える様々な課題等に対して、総合的かつ迅速に対応していくため、行政内部の連携を強めるとともに、相談支援体制の充実・強化を図ります。

地域包括支援センターの相談・支援体制の充実

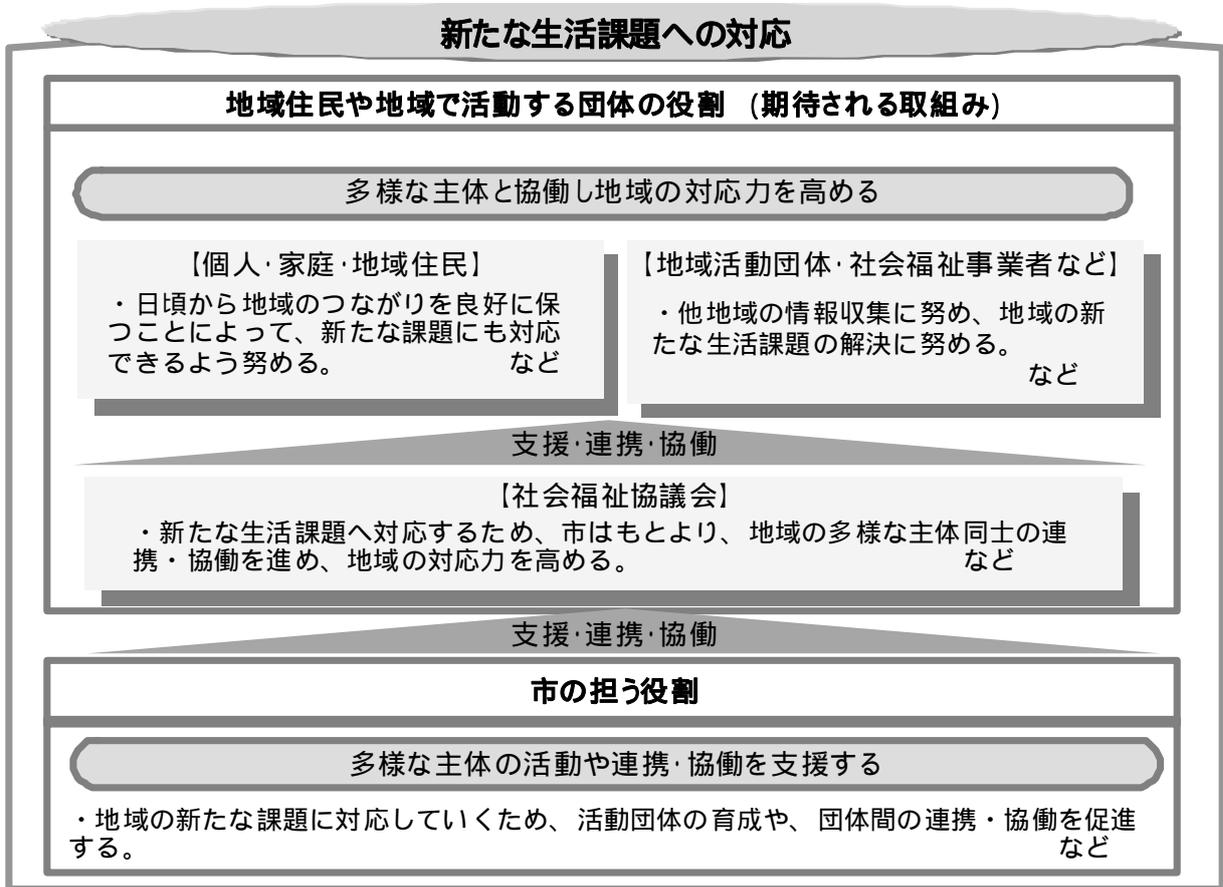
高齢化の進行等に伴って増加・多様化する高齢者に関する相談に対して、出前主義（来所した市民だけに対応するのではなく、自宅などに出向き、相談を受け迅速な支援につなげる）のメリットを活かして適切・迅速に対応するため、地域包括支援センターの体制の充実を図り、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士のチームアプローチによる質の高いサービスを継続して提供します。

福祉サービスの質の向上の支援

保育所、老人福祉施設などの社会福祉施設において、利用者のニーズにあった質の高いサービスを提供するため、従事職員の資質向上を図る研修を実施するほか、市が所管する保健福祉サービスに関する相談や苦情を簡易・迅速に処理する「保健福祉オンブズパーソン事業」のさらなる活用など、福祉サービスの質の向上に取り組めます。

## (2)【新たな生活課題への対応】

ボランティアやNPO等の育成や活動を支援するとともに、様々なサービス提供主体の特徴を活かして多様な生活課題に対応できるような連携・協働関係の構築を目指します。



### 【市（行政）の主な取組み】

#### NPO・ボランティア活動の促進

地域の課題に対して、地域住民が自発的・主体的に取り組む市民社会の形成に向けて、まちづくりの重要な担い手であるNPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、市民活動サポートセンターを中心に相談受付や活動促進、人材育成のための研修等を実施します。

#### NPOなどによる公益活動の支援

NPO法人又は市民活動団体が専門性等を十分に発揮して行う意欲的かつ先進的な公益活動に対して助成を行うとともに、これらの活動事例を幅広く情報提供することによって、本市におけるNPO活動の更なる発展を図ります。

#### 民間企業等と協働した地域の防災体制づくり

災害発生時において、市と民間企業、大学、医師会等が連携し、迅速・的確に災害対策及び避難支援を行うための仕組みづくりを行います。

## 第6章 「北九州市の地域福祉」の実現のために

### 1 地域に暮らすすべての人との地域福祉の重要性の共有

地域住民一人ひとりが、地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、「北九州市の地域福祉」に掲げる取組みを実践・継続していけるよう、リーフレットの配布や市政だより、市のホームページ等で計画内容を公表するとともに、「北九州市の地域福祉」の内容を機会あるごとに広報・啓発し、市民への周知を図ります。

### 2 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は多岐にわたっているため、保健福祉局が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら「北九州市の地域福祉」を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、民生委員・児童委員、自治会、NPO・ボランティア団体等の各種団体とも連携、協働することによって、地域福祉を推進します。

### 3 計画の進捗状況の把握と評価

「北九州市の地域福祉」の進捗状況については、有識者や地域活動団体等で構成される「(仮称)北九州市地域福祉計画推進懇話会」を設置し、この懇話会で進捗状況の把握や評価を行います。また、計画期間の半ばを目途に市民意識調査等を行い、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

懇話会での評価や進捗状況は、市ホームページなどにより公表し、市民に周知を図ります。

## 【参考】 計画の策定経過

北九州市地域福祉計画懇話会の開催（平成22年6月～11月 計4回）

北九州市地域福祉に関する市民意識調査の実施（平成21年11月）

いのちをつなぐネットワークフォーラムの開催（平成22年8月）

北九州市地域福祉計画策定に向けた意見交換会の開催（平成22年8月～9月）

「北九州市の地域福祉」素案に関するパブリックコメントの実施（平成22年12月）

# 「北九州市の地域福祉（2011～2020）」（素案）への意見提出用紙

この様式は「参考」ですが、このまま使っていただいてもかまいません。（用紙が不足する場合は、様式は問いませんので、恐れ入りますがご自身でご準備ください。）

いただいたご意見は、住所・氏名を除いて、公表することがあります。

いただいたご意見に対して、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

## ご意見

住 所(所在地)

氏 名(団体・法人名)

年齢(どれかひとつに )

10代・20代・30代・40代・50代  
60代・70代・80代以上

性別(どちらかに )

男 ・ 女